

実務解説

半期報告書 作成上の留意点 (2026年9月期提出用)

企業会計基準委員会 専門研究員 浅野匠彦

I はじめに

本稿は、2026年9月期の半期報告書における作成上の留意点についてまとめたものであり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という。）の改正に伴う留意点、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）か

ら改正・公表された企業会計基準等に関する留意点を中心に解説する。

なお、文中において意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えておく。

II 開示府令の改正を踏まえた半期報告書の開示に係る留意点

(1) 概要

2026年2月20日に開示府令が改正され、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準（以下「サステナビリティ開示基準」という。）に従った開示のための規定の整備や、株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点からの規定の改正が行われた。

このうち、サステナビリティ開示基準に従った開示のための規定の整備に係る改正事項は3月決算会社の半期報告書の場合、2026年3月末を基準として算定した平均時価総額によって2027年9月期又は2028年9月期が原則的な適用時期となり、2026年9月期の半期報告書では早期適用が可能となっている。

(2) 株主総会前開示に関連する事項

開示府令の改正により、第3【提出会社の状

況】1【株式等の状況】(5)【大株主の状況】及び(6)【議決権の状況】について、中間配当に係る基準日現在の状況を記載することができることとなった（第四号の三様式記載上の注意（以下「記載上の注意」という。）(15)a及び(16)a）。改正前の記載上の注意(15)aでは「当中間会計期間の末日現在の『大株主の状況』について記載すること」とされていたところ、「提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第454条第5項の規定による中間配当に係る同法第124条第1項に規定する基準日として定めた場合にあっては、当該基準日現在の『大株主の状況』について記載すること」と改正されており、3月決算会社については、10月1日から半期報告書の提出日までの間に中間配当に係る基準日を定めている場合には、従前は中間会計期間の末